

平成30年度第1回あきる野市国民健康保険運営協議会 次第

日時 平成30年10月2日(火)午後7時30分

会場 あきる野市役所2階201会議室

1 開会

2 協議事項

あきる野市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について

3 諮問事項

あきる野市国民健康保険税の改正について(諮問)

4 報告事項

(1) 平成29年度あきる野市国民健康保険特別会計決算について

(2) 平成30年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

(3) 平成29年度あきる野市特定健康診査・特定保健指導事業の実施状況について

(4) あきる野市特定健康診査等実施計画(第3期)の策定について

5 その他

6 閉会

---

会議録署名委員(2名)

秋間 利郎 委員      熊倉 武志 委員

---

出席委員(12名)

会 長	臼 井	建 君	会長職務代理者	大久保	昌 代	君
委 員	松 本	博 恭 君	委 員	塚 田	政 夫	君
委 員	木 船	常 康 君	委 員	秋 間	利 郎	君
委 員	葉 山	隆 君	委 員	瀬戸岡	俊一郎	君
委 員	寺 本	雅 之 君	委 員	熊 倉	武 志	君
委 員	伊 東	満 子 君	委 員	石 村	八 郎	君

---

事務局

市民部長 大久保 丈治

保険年金課長 薄 文廣

健康課長 坂本 雅典

国民健康保険係 茅根 悟

国民健康保険係保険税担当主査 市川 美加

健康課健康づくり係担当主査 関根 桂子

徴税課長 渡邊 智志

健康課健康づくり係長 高水 洋輔

国民健康保険係国保担当主査 柴原 純子

健康課健康づくり係主任 大山 扶起子

○事務局 それでは、皆さん、こんばんは。

本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席いただき、ありがとうございます。

司会を務めさせていただきます国民健康保険係の茅根でございます。よろしく申し上げます。着座にて進めさせていただきます。

さて、平成30年7月1日付で皆様に委員を委嘱させていただき、今回から新しい体制でのスタートとなります。11名の方が委員となり、新たに保険医または保険薬剤師を代表する委員として、熊倉委員の計12名の方が就任されました。

平成28年1月26日付、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、3年間の委員となりますので、御承知おきください。

それでは、名簿順に紹介させていただきます。

被保険者を代表する委員から、松本委員さん。

○委員 よろしく申し上げます。松本です。

○事務局 塚田委員さん。

○委員 塚田です。よろしくお願いいいたします。

○事務局 木船委員さんが今、向かっておりますので、秋間委員さん。

○委員 秋間です。よろしく申し上げます。

○事務局 続きまして、保険医または保険薬剤師を代表する委員、葉山委員さん。

○委員 葉山です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局 瀬戸岡委員さん。

○委員 よろしくお願いいいたします。

○事務局 寺本委員さん。

○委員 よろしく申し上げます。

○事務局 熊倉委員さん。

○委員 よろしくお願いいいたします。

○事務局 続きまして、公益を代表する委員として、臼井委員さん。

○委員 よろしくお願いいいたします。

○事務局 大久保委員さん。

○委員 よろしくお願いいいたします。

○事務局 伊東委員さん。

○委員 よろしくお願いいいたします。

○事務局 石村委員さん。

○委員 よろしくお願いいいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

大久保市民部長。

○市民部長 この4月から市民部長をしております大久保と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局 薄保険年金課長。

○保険年金課長 薄です。よろしく申し上げます。

○事務局 坂本健康課長。

○健康課長 坂本です。よろしく申し上げます。

○事務局 渡邊徴税課長。

- 徴税課長 渡邊です。よろしく申し上げます。
- 事務局 国民健康保険係の市川主査。
- 国民健康保険係保険税担当主査 市川です。よろしくお願いたします。
- 事務局 柴原主査。
- 国民健康保険係国保担当主査 柴原です。よろしくお願いたします。
- 事務局 健康課健康づくり係、高水係長。
- 健康課健康づくり係長 高水です。どうぞよろしくお願いたします。
- 事務局 関根主査。
- 健康課健康づくり係担当主査 関根と申します。よろしくお願いたします。
- 事務局 大山主任。
- 健康課健康づくり係主任 大山と申します。よろしくお願いたします。
- 事務局 以上でございます。皆様、よろしくお願いたします。

それでは、初めに、市民部長の大久保より御挨拶を申し上げます。

- 市民部長 改めまして、皆さん、こんばんは。

本日は、大変お忙しい中、お疲れのところ、運営協議会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、日ごろより国民健康保険事業や市の行政運営に御理解、御協力いただきまして、まことにありがとうございます。

また、8月に御案内をしておりました運営協議会につきましては、市の都合によりまして急遽延期をさせていただきました。大変申しわけありませんでした。

さて、皆様には御案内のとおり、今年の4月から東京都と市区町村がともに保険者となりまして国民健康保険の運営を担うという新しい制度が開始をされています。また、昨年度、諮問させていただきました資産割の廃止に伴う保険税率の改正につきましては、今年の7月に納税通知書を交付させていただきましたけれども、現在のところ、特段の御意見を伺うこともなく、適正に運用が開始されていると考えてございます。

今後も保険税率の改正やさまざまな制度改正が予想されますけれども、その都度、被保険者の皆様には御理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めてまいりたいと考えております。

本日の協議会では、平成31年度からの賦課方式の変更につきまして諮問をさせていただきます。また、平成29年度の決算、平成30年度の補正予算につきまして御報告をさせていただきます。

多岐にわたりましていろいろな角度から御意見を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

- 事務局 ありがとうございました。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、次第です。

続きまして、委員名簿。

資料1「平成29年度あきる野市国民健康保険特別会計決算（案）の概要」と書いてあるのですけれども、もう議会で認定が済んでおりますので、「（案）」をとっていただきたいと思っております。

資料2「平成30年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）の概要」、こちら「（案）の概要」と書いてあるのですけれども、既に議会で可決されておりますの

で「(案)」をとっていただければと思います。

資料3「国民健康保険の被保険者数及び保険給付費の状況」。

資料3-2「平成29年度あきる野市国民健康保険医療費の傾向」。

資料4「平成29年度あきる野市特定健康診査・特定保健指導事業の実施状況」。

それから、資料ナンバーはないのですけれども、「あきる野市特定健康診査等実施計画(第3期)」の冊子をお配りさせていただきました。

また、このほかに委員の皆様には「東京の国保」を配付させていただきました。

資料の過不足がございましたら、お申しつけください。

それから、事前に郵送した資料なのですけれども、特にそちらの資料と大きな変更はございませんが、グラフのところに数字が漏れていたところがあったので、そこを追加したぐらいですので、本日、お配りした資料の方を参考に進めていただけたらと思っております。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りますが、会長が決まるまでの間、保険年金課長が仮の議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○保険年金課長 本日、第1回目ということで、私の方で仮の議長を務めさせていただきます。

それでは、ただいまから平成30年度第1回「あきる野市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

ただいまの出席委員は11名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元の次第「2 協議事項」「あきる野市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について」の件を議題といたします。

会長及び会長職務代理者は国民健康保険法施行令第5条により、公益委員の中から選出することになっております。本市では、慣例で市議会議員の職にある方をお願いしている経緯がございますので、慣例に従いまして会長に臼井委員、また、会長職務代理者に大久保委員ということでお諮りしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○保険年金課長 ありがとうございます。

御異議なしということで、会長に臼井委員、会長職務代理者に大久保委員で決定いたしました。会長及び会長職務代理者が決まりましたので、仮議長の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○事務局 それでは、臼井会長と大久保会長職務代理者は席の移動をお願いします。

(臼井委員、会長席へ移動)

(大久保委員、会長職務代理者席へ移動)

○事務局 それでは、新会長及び新会長職務代理者から御挨拶をいただきたいと思っております。

最初に臼井会長、よろしく申し上げます。

○会長 皆さん、こんばんは。

このたび会長ということをお聞きしました。市民生活に本当に大きな影響を与える国保税ですので、御見識のある皆様方にしっかり御意見をいただいて、よりよい結論等を出して審議ができればなと思っております。ただ、未熟者ですので、どうぞ皆様の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、大久保会長職務代理者、よろしく申し上げます。

○会長職務代理者 皆様、こんばんは。

臼井会長を補佐しまして円滑な協議会運営に努めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第6条に基づき、議長を会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○会長 では、よろしくお願いたします。

では、まず初めに、議事録の署名委員の指名をさせていただきたいと思います。

本日の議事録署名委員は、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定によりまして、秋間委員、そして、熊倉委員を指名させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、発言する場合、挙手をもってお願いしたいと思います。挙手した方を順番に御指名させていただきますので、指名後に御発言をよろしくお願いたします。

それでは、次に移ります。

(木船委員入室)

○会長 今、いらっしゃいましたね。

○委員 済みません。遅くなりました。

○会長 これで全員そろったのですね。12名です。

それでは、次第の「3 諮問事項」「あきる野市国民健康保険税の改正について(諮問)」でございます。

本日は、市の方から諮問があるということでございます。事務局から説明をお願いします。

○事務局 本日は、次第にもありますとおり、あきる野市国民健康保険税の改正につきまして、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、諮問をさせていただきます。

本来であれば市長が出席しまして諮問をさせていただくところではありますが、公務の都合により、本日は市民部長の方から諮問書を朗読の上、会長にお渡ししたいと思います。

市民部長、お願いします。

○市民部長 それでは、私の方で朗読させていただきます。

あきる野市国民健康保険運営協議会

会 長 臼 井 建 殿

あきる野市長 澤 井 敏 和

あきる野市国民健康保険税の改正について(諮問)

このことについて、将来を見据えた国民健康保険税賦課方式の整備を目的とする、国民健康保険税の改正について、貴協議会の意見を伺いたく、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、諮問いたします。

## 諮 問 書

### 諮問理由

国民健康保険制度は、本年度から都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなり、区市町村とともに国保の保険者として安定的な財政運営に取り組むこととなりました。

このような中、東京都は、区市町村と一体となって国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施するため、都内の統一的な方針として、「東京都国民健康保険運営方針」を策定しました。

この運営方針では、将来的には区市町村間の「保険料水準の平準化」を目指すとしているほか、区市町村ごとの標準的な住民負担の見える化を目的とする標準保険料率については、多くの区市町村が用いている「2方式（所得割額、均等割額）」が採用されました。

本市では、本年度から資産割額を廃止した3方式（所得割額、均等割額、平等割額）による賦課方式としましたが、島しょ地域を除く都内すべての区市町村では、既に平等割額を廃止した2方式が採用されています。

これは、平等割額が世帯人数に関係なく定額で賦課されるため、単身世帯の増加とともに、単身世帯にとって不公平感や負担感が強くなったことなどによるものであります。

このようなことから、国民健康保険被保険者間の負担の公平性の確保及び将来を見据えた国民健康保険税賦課方式の整備を図るため、別紙のとおり国民健康保険税の改正について諮問いたします。

【別 紙】

### 1 改正内容

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額を廃止する。
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額について、20,000円を26,200円に改正する。
- (3) 世帯別平等割額の廃止に当たっては、次のとおり段階的に改正する。

表の方になります。区分として、基礎課税額（医療給付分）につきましては、所得割、現行の5.03%については変更がございません。

均等割、現行2万円につきましては、31年度、2万2100円、32年度、2万4200円、33年度、2万6200円となります。

平等割、現行が1万800円でございますが、31年度が7,200円、32年度が3,600円、33年度がゼロ円ということになります。

### 2 適用の時期

平成31年度分の国民健康保険税から適用する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

ただいま、市の方から諮問をいただきました。皆様のお手元にあるものと同じもので、市長の公印が押してあるものであります。

それでは、この諮問の資料について、事務局から説明をお願いできますか。

○保険年金課長 それでは、お配りしました資料について御説明を申し上げます。

今回、諮問する内容につきましては、国民健康保険税の賦課方式の変更でございます。世帯単位で課税している平等割を来年度から段階的に廃止をいたします。また、平等割を廃止することで減収となります部分の保険税につきましては、それを補填するため、被保険者単位で課税している均等割の金額を引き上げたいと考えております。資料の説明後にまた御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問 資料1でございます。「世帯別平等割額の課題について」をごらんいただきたいと思っております。

まず項番1の「賦課方式と税率」でございます。ここでは、国民健康保険税の構成につきまして改めて説明をさせていただきます。

本市の国民健康保険税は、昨年度まで、所得割、資産割、被保険者均等割、あと世帯別平等割による、いわゆる4方式で賦課をしてまいりましたが、今年度からは、このうち資産割を廃止しまして3方式で賦課を行っております。

また、国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、また、介護納付金課税額の3つの区分で構成されておまして、それぞれに税率が設定されております。今年度の税率につきましては、表のとおりでございます。

平等割につきましては、基礎分のみ年間1万800円の税額が設定されているということでございます。

次に項番2「平等割の課題」でございます。

この中の2段落目の「このうち」からになります。平等割といいますのは一世帯当たりで課税するものでございまして、そもそもは被保険者の人数に応じて課税する均等割を補完するもので、均等割が加入者の多い世帯に対して過重な負担とならないよう緩和する役割を担っております。しかし、都市部におきましては、単身世帯の増加とともに一世帯当たりの被保険者数は減少したことで、平等割が単身世帯には負担となり、平等割を廃止する団体が増えてまいりました。

また、具体的には、裏面の(1)から5つほど課題を挙げさせていただいております。

まず(1)東京都では、島嶼部を除く全ての区市町村で平等割を廃止しております。

(2)単身世帯の低所得者が多い中、世帯人数に関係なく定額で賦課する平等割は、単身世帯にとって不公平感があり、負担感が強い。

(3)本市の一世帯当たりの被保険者数は、平成21年度の1.87人から平成29年度末には1.65人まで減少し、均等割との違いの意義も薄れているということでございます。

また(4)協会けんぽなどの被用者保険には平等割がなく、後期高齢者医療制度や介護保険制度にも平等割はございません。

(5)平等割の廃止による減収分は、同じ応益分の均等割を引き上げることで補填することとなりますが、世帯人数の多い多子世帯などの負担が重くなるという課題もございます。

以上のような課題がございます。



次に、項番の3の「今年度のスケジュール」でございます。

資料では8月となっておりますが、本日10月2日、諮問をさせていただきまして、御意見を伺います。できれば12月までには答申案をまとめさせていただいて、来年3月の市議会定例会議におきまして税率改正の条例案を上程したいと考えております。

続きまして、諮問 資料2をごらんいただきたいと思っております。

被保険者加入状況をご覧いただきたいと思っております。

こちらは参考程度の資料となりますけれども、総人口に占めます国保加入者の割合を示した資料となっております。74歳までの総人口は計の欄となりますが、6万9013人で、このうち国保加入者は4月1日現在で2万550人、74歳までの加入率では29.8%となっております。特に年齢が高いほど加入率も高くなりまして、70歳から74歳では加入率が82.4%となっております。

また、国保の被保険者数は60歳以上で見ますと合計で1万827人になりまして、全体の52.7%を60歳以上で占めております。したがって、医療費のかかる高齢者の方が多く加入して、その割合が非常に高いということでございます。

続きまして、諮問 資料3でございます。

こちらは一世帯当たりの被保険者数でございます。

都内区市町村の一世帯当たりの国保加入者数を経年で比較した資料となっております。今回、世帯別平等割を廃止する理由の一つとして、この世帯人数の減少を挙げさせていただいております。

あきる野市は網かけの部分となりますけれども、被保険者数は平成24年度あたりから減少し始めておりまして、世帯数も平成25年度から減少傾向にあります。そのような中で、平成29年度末では一世帯当たりの人数が1.65人、平成28年度では1.69人となっております。今年度、平成30年度末の見込みとしましては、これが1.61人ぐらいまで減少すると見込んでおります。

最も多いのが武蔵村山市で、平成28年度で1.73人、また、多摩地区の平均では平成28年度が1.56人となっております。

下にグラフがございますけれども、被保険者数の減少が非常に大きいことから、減少傾向は今後も続くと見込まれております。

続きまして、諮問 資料4でございます。

こちらは、あきる野市の国民健康保険税率の推移となっております。

合併をしまして、あきる野市が誕生しました後の平成8年度からの保険税率の推移となっております。このうち、赤い文字となっている部分は税率改正または課税限度額の改正が行われた年となっております。ここ10年を見ますと、平成21年度以降を見ただけという状況でございます。一人当たりの医療の医療費が伸び続けておりますけれども、できる限りの健全な国保運営に努めてきた結果、税率の上昇を抑制できているのかなとも考えております。

続きまして、諮問 資料5でございます。

国民健康保険税、平成30年でございます。都内区市町村の税率の一覧となっております。

上段が特別区、23区でございますけれども、23区は基本的には統一保険料率を用いておりますが、一部、今年度脱退している区もございます。基礎分の所得割の率を見ますと、大体7.3%程度。また、均等割、こちらは3万9000円程度で、多摩地区と比べると非

常に高い水準となっております。

26市の方を見ますと、26市では赤い文字の部分が一番高く青い文字が一番低い率となっております。基礎分の所得割を見ますと、赤い文字が立川市の6.54%、これが一番高い率となっております。青文字の国分寺市、こちらが4.43%ということで一番低くなっております。国分寺市ですとか府中市、また、三鷹市あたりなども低いのですが、これは相対的に税率がこの3市は低いのですが、逆に一般会計からの法定外繰り入れは非常に高い状況がありまして膨れ上がっているという状況もございます。したがって、医療費水準が低いというから税率が低いというわけではなくて、そういった財政的な運営も非常にこの税率には影響しているところでございます。

あきる野市につきましては網かけの部分になりますけれども、他市よりも若干低い程度の水準かなと考えております。また、あきる野市の太字のかぎ括弧の部分、こちらは、あきる野市の標準保険料率になっております。この標準保険料率というのは、一般会計からの法定外繰り入れあるいは基金からの繰り入れを行わずに必要な保険税を確保するためにはどのぐらいの税率に設定する必要があるのかという率が東京都から示されております。大抵現在のあきる野市の税率より1.2倍から1.3倍程度がこの標準保険料率になっております。したがって、一般会計からも法定外繰り入れ、今後、削減していく方向にあるのですけれども、この標準保険料率に廃止すると近くなっていくということになります。

続きまして、諮問 資料6でございます。

こちらは賦課方式でございます。多摩地区市町村の賦課方式の経年の変化をまとめております。以前にも示させていただいておりますけれども、平成30年度の欄を見ますと、あきる野市だけが3方式ということで、ほかの26市、あと西多摩の町村は全て2方式になっております。

また、その一番下に全国の状況ということで表をまとめてありますけれども、全国で見ますと、団体数では4方式が1,040団体で圧倒的に多くて、3方式が600団体、2方式が74団体ということで、3方式と4方式で95%以上を占めております。ただ、今度、世帯数で見ますと、3方式が1043万世帯ということで、全世帯の54.3%を占めております。4方式と2方式が大体同じぐらいの世帯数になるということで、2方式はどうしても東京都を中心とした都市部が多く採用しておりますので、世帯数で見ますと2方式がかなり多くなっているということでございます。

これは28年度の状況なのですが、30年度の状況が最近出たのですが、これで見ますと4方式が平成30年度は696団体。1,040団体から696団体に減っている。3方式が、この600団体が平成30年度は939団体で、また2方式が74団体から平成30年度は101団体ということで、全国的にも4方式から3方式あるいは2方式に移行しているという状況がございまして。

次に、諮問 資料7でございます。

世帯別平等割廃止の経過ということで、こちらは26市と西多摩の町村なのですが、各団体で平等割を廃止するときに単年度で廃止したのか、あるいは複数年度かけて段階的に廃止をしたのかというものを調べた資料でございまして。26市で見ますと、単年度で廃止している団体が多いようですけれども、町村まで含めてみますと複数年で段階的に廃止している団体と大体半分ぐらい、同じぐらいかなという状況でございまして。あきる野市は網かけの部分になりますけれども、諮問のとおり3カ年で段階的に廃止をしていきたいと考えております。

続きまして、諮問 資料 8 でございます。

あきる野市国民健康保険税の改定（案）ということで、まず項番 1「税率」でございます。税率の改正案、先ほど諮問で示させていただいた内容でございます。

項番 2の方が「税額」となっておりまして、平等割、こちらは基礎課税額にだけ設定されておりますけれども、平等割につきましては現在のところ年間で1億2361万1000円の課税額となっております。平等割を廃止するとこの税収がなくなるということになるわけですが、このため、同じ基礎課税額の均等割額で減収分を補填する必要がありまして、均等割の税率を2万円から2万6200円に引き上げると、ここにありますように増減額ですが、1億2236万8000円程度の増収になる。差し引きマイナス124万3000円となっておりますけれども、逆に均等割を2万円から2万6300円に引き上げると、この最後の計が70万円程度のプラスになってしまいますので、ここでは増税にならないように2万6200円に設定したということでございます。

続きまして、諮問 資料 9 をごらんいただきたいと思っております。

こちらは世帯人数・軽減割合別影響額のあらましということになっております。

所得割の改正をしないで均等割と平等割だけの改正を行いますので、この表は、その世帯の状況によりまして、どのぐらい税額が増減しているのかというのをあらわした表になっております。

この表なのですけれども、左から右には世帯人数が並んでおります。1人世帯から、現在、9人世帯までございます。あと縦には上から7割軽減の世帯、5割軽減の世帯、2割軽減の世帯、また軽減のない世帯の順で並べて表にしております。

まず左上の1人世帯で7割軽減の世帯の場合を説明させていただきます。7割軽減といいますが、その世帯所得が一定の基準以下の場合に均等割と平等割をいずれも税額の7割軽減するという制度でございます。この世帯の場合、まず平等割が1万800円なのですけれども、これが7割減額されておりますので、現在の課税額が3,240円でございます。これが廃止になりますので、マイナス、▲で3,240円となっております。

一方、均等割につきましては2万円から2万6200円、6,200円引き上げることになりますけれども、これがやはり7割軽減されますので、6,200円を3掛け、7割軽減しますと1,860円となります。

したがって、平等割が3,240円減りまして、均等割が1,860円ふえる。差し引き1,380円、1人世帯で7割軽減の場合は年間の税額が1,380円減額になる。これは端数が入っています。実際は100円の桁になりますけれども、ここでは100円の桁で表現させていただいております。

この網かけした世帯数が1人世帯7割軽減の世帯が1,871世帯、現在のところある。その世帯数が1万2644世帯のうちの14.8%に該当する。このような形になっております。

また、この下の1人世帯で5割軽減世帯の場合、こちらは今度、平等割が1万800円の5割軽減されますので、5,400円がもともと課税されておりますけれども、これがなくなるということでマイナス表示になっております。

また、均等割につきましては6,200円の5割軽減された3,100円、これが今度、増額となりますので、増減額でいいますとマイナス2,300円、年間で2,300円の税額が減る。この世帯が463世帯ございまして、全体の3.7%に該当する。

また、同じように1人世帯のその下の2割軽減世帯。この場合は平等割が1万800円の

2割軽減された8,640円、もともと課税されておりますけれども、これが廃止されてマイナスになる。一方、均等割につきましては、6,200円の2割軽減された4,960円、これが増額となりますけれども、総額では年間3,680円の減額になる。この世帯数が394世帯、3.1%になる。

最後に軽減なしの世帯で見ますと、軽減なしですので平等割の1万800円が減額になって、均等割が6,200円ふえまして、増減では4,600円の減になる。これが世帯数では3,302世帯ありまして、全体の26.1%。この1人世帯、単身世帯の合計が6,030世帯で全体の47.7%を占めているということでございます。したがって、1人世帯の場合は均等割の引き上げ額よりも平等割の減額の額の方が多くなりますので、単身世帯については、この改正をすると年間の税額が減額になる、これが大体47.7%程度あるということでございます。

次に、その右側の列なのですが、1人の特定世帯となっております。実は単身世帯でも特定世帯というものがございます。これは右下の点線で囲ったところに説明を入れてあるのですが、例えば国保に加入している2人世帯があった場合に、そのうちの1人が75歳になりまして後期高齢者に移行した場合に残った1人、この方については平等割をさらに50%減額しますという制度があります。平等割が通常よりもさらに50%軽減されるという制度でございます。

したがって、表を見ていただきますと、この1人特定世帯の場合、平等割と比べて半分に課税額が低くなっている。もともと平等割の税額が低いために1人世帯でありながら均等割がふえることで税額がふえる世帯もあるということでございます。これが全体では1,340世帯、10.6%程度あるということで、単身世帯の全てが減額になるというわけではないということでございます。

また、次の右の列の2人世帯を見ていきますと、2人世帯以降は平等割の減額を均等割の増額が必ず上回るということになります。ですので、2人世帯以上の世帯は基本的には全ての世帯で増額になるということでございます。特に世帯人数がふえるほど増加する額、税額も高くなります。5人世帯以上になると、軽減なしの世帯で見ますと、大体2万円から4万円弱ぐらい、年間の税額がふえるということになります。5人以上の世帯数は全体の1.5%程度ではあるのですが、増加する税額の影響を考慮しまして、諮問では一応3年間で段階的に改正するという諮問をさせていただいたということでございます。

次に、諮問 資料10をごらんいただきたいと思っております。

こちらは増減率別世帯数となっております。この賦課方式を変更することによる増減率についてまとめたものでございます。

上段の方が増加する世帯でございます。世帯数では6,470世帯、全体の51.2%となります。

中段の増減なしということで、こちらは144世帯、全体の1.1%でございます。主にもともとは課税限度額に達している世帯、これが増減なしの世帯という状況でございます。

また、下段が減少する世帯ということで、世帯数では6,030世帯、全体の47.7%となっております。

また、この中の上段の増加する世帯を見てみますと、大体増減率3%以下の世帯、これが多い状況となっております。これは世帯人数が少ない世帯ほど増加額が低くなる。その世帯人数の少ない世帯というのが多いということで、増加する世帯の中でも比較的3%以下ぐらいの世帯が多いということでございます。

この増加する世帯の全体のうちで大体3%以下が82%程度を占めているという状況でございます。しかしながら、その増加する率が10%を超える世帯もございます。特に12%を超えるような増減率の高い世帯につきましては、所得割の課税がない7割軽減の世帯が該当してまいります。所得割の課税がないので、どうしても均等割が上がる部分の増減率をそのままストレートに反映するというので、こういった世帯がございます。

一方、減少する世帯なのですけれども、減少する世帯は基本的には単身世帯のみとなりますが、7割軽減などの軽減割合の高い世帯ほど減少率も高くなっているというのでございます。7割軽減世帯は所得割の課税がないということで、均等割、平等割の増減額に係る影響を受けやすいというのでございます。所得割の課税が少ない世帯ほど減少する率が高くなるというような状況になっております。どうしても7割軽減の1人世帯は10%以上のところに集中しているというのでございます。

次に、諮問 資料11-①という資料をごらんいただきたいと思っております。

こちらはモデル世帯の比較になっております。その世帯人数と所得によって年間の税額がどのくらい増減するのか。また、増減率はどのくらいになるのかをまとめた資料となっております。パターンの①～⑤までありまして、①～⑤はそれぞれ1人世帯から5人世帯までの世帯人数をあらわしております。

まず一番上のパターン①の65歳1人世帯をごらんいただきたいと思っております。

左側の青い部分、こちらが改定前ということで、現在の税額になっております。右側のピンクの部分、こちらが改定後の税額になりまして、3年かけて段階的に改正したいと考えていますけれども、その3年後の税額ということになっております。一番右側の緑の部分が増減額と増減率ということでございます。

まずパターン①の7割軽減のうちの年金収入153万円以下の世帯の場合ということで、こちらは課税所得で見ますとゼロ円となりますので、所得割自体は課税もゼロ円となっております。現在の税額が均等割8,700円です。これは基礎分の2万円と後期支援分の9,000円、2万9000円の3割ということになっていまして、これが8,700円。平等割が現在3,200円の課税で、合計では1万1900円となっておりますが、改定後はピンクの部分ですけれども、1万500円ということで増減額が1,400円の減、率としては11.76%の減ということになります。

次に、その下の同じ7割軽減なのですけれども、年金収入額168万円の世帯、この場合は均等割が8,700円、平等割3,200円は同じなのですが、所得割が一部課税されてまいります。所得割が1万2100円課税されまして、合計の青い部分では年間の税額が2万4000円でございます。これが改定後は、所得割は増額の1万2100円ですけれども、均等割が1万500円で平等割がゼロ円ということで、合計では2万600円に減額になる。増減額は同じ1,400円の減額になりますが、増減率で見るとマイナスの5.8%の減ということでございます。これは所得割が入ってくるということで増減率が薄まるような感じになる。ですので、7割軽減の1,400円の減額というのは同じなのですけれども、所得割などに影響はしてくるということでございます。

次に、5割軽減ですけれども、年金収入で見た場合、年金収入が195万5000円以下程度の世帯が該当しますが、この世帯の場合は均等割と平等割が5割軽減されておりまして、現在の年税額が5万4500円となります。これが改定後のピンクの欄では5万2200円となりまして、増減額がマイナス2,300円、増減率はマイナス4.22%となっております。

次に、飛びまして軽減なしの世帯で見ますと、例としては年金収入額が250万円、300万円、400万円について記載をしておりますけれども、増減額、一番右の緑の欄を見ていただきますと、いずれも4,600円の減額となります。今回の改正は平等割の1万800円を廃止して均等割を一人当たり6,200円引き上げるという改正ですので、軽減のない世帯では収入に関係なく単身世帯の場合は差し引き4,600円の減額になるということでございます。ただ、増減率につきましては所得割の課税額に影響されることによりまして、基本的には所得が多い世帯ほど増減率は低くなる、このような関係になってございます。

次に、パターン②の40代夫婦のみ2人世帯ということでモデル世帯を設定しております。

2人世帯の場合は平等割の1万800円の減額は先ほどの1人世帯と同じなのですが、2人ですので、今度は2倍の1万2400円の引き上げになるということで、例えばパターン②の軽減なしの世帯で見ますと、その1万2400円と1万800円の差額の1,600円が年間では増額になるということでございます。7割軽減の世帯では2万7800円から、改定後はピンクのところの2万8300円、増減額が500円の増額、増減率では1.8%の増になるということでございます。

次に、世帯人数の多いパターン⑤、一番下なのでございますけれども、50代夫婦5人世帯ということでモデル世帯を設定しておりますが、今回の改正、均等割を引き上げることから、どうしても世帯人数の多い世帯ほど増減額が多くて増減率も高くなるということになります。例えば7割軽減の世帯では年間、現在、青い欄、5万3900円でございますけれども、これが改定後は6万円になるということで、年間の税額が6,100円、増額となる。増減率では11.32%の増になるということでございます。2人世帯や例えば3人世帯の7割軽減の世帯と比較しましても、いずれも世帯人数が多くなることによって、増減率も増減額も高くなるということでございます。

例えばこのパターン⑤の軽減なしの世帯の給与収入450万円の世帯では、増減額が2万200円、軽減率では5.01%の増となります。1人世帯と比較しますと増減額、増減率、世帯人数が多くなることによって高くなるということでございます。

次に、諮問 資料11-②というモデル世帯の比較の表をごらんいただきたいと思っております。

こちらは、今、説明しましたモデル世帯を今度3年間、段階的に税率改正した場合のそれぞれの年度の増減額と増減率という資料になっております。基本的に改正する率を3等分にしておりますので、毎年ほぼ均等に税額が増減するような状況になっております。

①の1人世帯の場合で見ますと、7割軽減で年金収入153万円以下の場合に改定前の現在の税額が1万1900円ですけれども、1年たった平成31年には1万1400円、ピンクの欄です。500円の減額となりまして、次の2年目、平成32年度では1万1000円、3年目で1万500円まで合計で1,400円減額になるという状況でございます。

逆に一番税額の影響が大きい世帯なのでございますけれども、3ページ目をごらんいただきたいと思っております。このモデル世帯、一応1人世帯から9人世帯まで表をつくったのですが、一番影響が大きい世帯がこの中の下から2段目。済みません、一番下が「⑧」となっておりますけれども、9人世帯は「⑨」でございます。

その上の⑧の8人世帯を見ていただきたいのですが、8人世帯も実はございまして、軽減なしですが、一番右側の方の緑色の欄を見ていただきますと増減額が3万8800円で

す。これも今、現存する世帯の中では一番影響が大きい世帯でございます。3万8800円、増額になる。ですから、もし単年度で改定するということになると、1年間で4万円弱ぐらい税額がふえる世帯ということになります。ただ、一応これを3年間、段階的に引き上げたいということでございます。当然、影響額が大きいのですけれども、世帯収入を見ていただきますと650万以上ということで、ある程度収入もあることはある世帯ではあるのですが、影響も大きいということでございます。

最後になりますけれども、諮問 資料12をごらんいただきたいと思えます。

多摩地区26市の保険税額の比較ということで、幾つかパターンごとの26市で見た場合の順位をあらわしたものでございます。

まず上段が1人世帯で、65歳以上で7割軽減の世帯の場合ということで、現在は、あきる野市、この世帯の場合は年間の税額が1万1900円。これは26市で見ますと高い方から8番目ということでございますが、今度、改定した後は1万500円になるということで、26市では大体21番目ぐらいになるということでございます。どうしても平等割があると単身世帯の場合は年間の税額が高い。それが廃止されることで低くなるということでございます。

下段は、単身世帯の1人世帯の軽減なしの世帯ですけれども、こちらは現在が10万4200円の年税額が9万9600円に減るということで、改定をすることで順位としては16位から21番目ぐらいに下がるということでございます。

次に、2ページ目、裏面をごらんいただきたいと思えます。

今度は、それを2人世帯で見た場合ということで、2人世帯の7割軽減の世帯ということで、現在、あきる野市は2万7800円です。26市では21番目ですけれども、これが2人世帯以上になりますと年税額がふえますので、2万7800円から2万8300円にふえるということで、21番目から18番目ぐらいに順位としては上がるということでございます。

その下段は2人世帯の軽減なしの世帯ですけれども、こちらは年税額が34万8700円から35万300円に上がるのですが、順位としては変わらないということでございます。

その右側が今度4人世帯でございましてけれども、4人世帯の場合は、あきる野市、4万5200円から4万9400円に税額が上がりますが、順位としては24番目から19番目ぐらいに上がるということで、26市の中ではさほど上位ではない、高くはないということでございます。軽減なしの世帯の場合は、あきる野市、年税額34万1200円が35万5200円ということで、25番目だったのが19番目ぐらいに順位としては上がるということでございます。

次のページを見ていただきますと、今度は全国の類似団体との比較もさせていただいております。類似団体といいますのは、同じような人口と産業形態の全国の市町村ということなのですけれども、その中でも同じような国保の加入者数の市町村を選びまして比較をさせていただきました。全国で見ますと、あきる野市、単身世帯で7割軽減の場合、1万1900円から1万500円に下がるということで、この中では23番目から25番目に下がる。下段の軽減なしの場合は順位的にはほぼ変わらない。全国で見ると非常に高い市町村もございます。

右側を見ていただきますと、2人世帯の場合ですと7割軽減の場合は、あきる野市、2万7800円から2万8300円に上がりますがけれども、全国的には順位的には変わらない。下の軽減なしの場合も順位的には変わらないということでございます。大阪あたりは非常に

税率が高いです。

次のページを見ていただきますと、今度は4人世帯ということで、4人世帯でも、あきる野市、7割軽減の場合は年間4万5200円が4万9400円に上がるということで、順位的には、やはりこの中では25番目から20番目程度に上がる。軽減なしの世帯の場合は順位的にはほぼ変わらないということでございます。

一番最後のページは、全国の税率の一覧になっております。

説明につきましては以上でございます。

○会長 ありがとうございます。資料12までたくさん用意していただいて、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

それでは、説明が終わったので、質疑、御意見のある方はお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、どうぞ。

○委員 まずモデルの世帯の比較ですけれども、一番最初に出たように国保の加入者に占める割合は60歳以上あるいは65歳以上がかなりを占めています。このモデルで言うと65歳の1人世帯しかケースとして出していないけれども、私は65歳の場合は、まだ夫婦の2人世帯が多いのではないかなと考えている。なぜそこは出さなかったのか理由はわからないのですけれども、どうなのでしょう。

○会長 課長、お願いします。

○保険年金課長 モデルとしては、ここの先ほどの一覧にありますとおり、結局、2人世帯で年齢に関係なく税額は同じなので、そんなにそこは気にしなかったのです。ですから、この資料11-①で見ていただきますと、40代夫婦で2人世帯ということでモデル世帯をつくったのですけれども、この辺は介護保険の分が入るか入らないかの違いなので、余りそこは気にしないでつくっています。実際、もしかすると60代の夫婦が多いのかもしれないのですけれども、改正前の税額自体はこのモデルと変わらないと見ていただければいいかなと思います。

○会長 よろしいですか。

○委員 質問はいいので、意見をちょっと後でお話しします。

○会長 わかりました。

そのほか、御意見いかがでしょうか。今日、初めての諮問で、資料を初めて見たので、資料も多いし、なかなかあれだと思うのです。

○委員 分析するのがそう単純ではないなという感じもしますけれどもね。

○会長 今、説明を聞いた中で疑問点とか何か。

では、どうぞ。

○委員 1世帯が1.86人から1.65人にふえているという形で、単身の負担がという話ですけれども、これを賦課方式で見ますと東京都は早々に2方式になっていて、それで1世帯当たりの特別区は1.56人から1.44人ということで0.12しか減っていないのに対して、あきる野は1.86から1.65ということで0.2なのですが、特別区に見習うとすれば、特別区はそんなに下がっていないのに単身の割合が多いよと見るのはいかなものなのかなというのもちよっと感じた次第なのです。

どちらかという、あきる野市は五日市と秋川市が合併して、秋川地区だけ見ますと、逆に単身でない人がふえているのではないかと思うので、多分こちら側にいる人は課税されたなという感が大きいのではないかなと思う。これは私の家もそうなのですけれども、私の



家はこれを見ると5人世帯とか6人世帯が影響するので相当上がる方なので特に感じるので意見を言いたいと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○会長 課長、お願いします。

○保険年金課長 今回、諮問させていただいた経過というのを課題に挙げさせていただいていますが、当然、全国的に見れば世帯別平等割に課税している団体の方が圧倒的に多いわけです。その状況を見ますと、あきる野も別になくさなくていいのではないかなというのはあると思います。その方が世帯人数の多い世帯にとっては税額が今も変わらないわけですから上がらなくて済むというのがありますが、どうしても制度改革がありまして、いずれは東京都として保険税水準を合わせていく、賦課方式で合わせていくというある程度目標があります。それを考えますと、どうしても2方式にこの状況からすると合わさざるを得ないというのが将来的には1つあります。

あと単身世帯がどうしてもふえてきているという状況になると、単身世帯にとっては、平等割はまるまる自分1人にのしかかるという感じになりますから、単身世帯の人の負担割合がどうしても高くなってきています。単身世帯の人にとっては平等割をなくすと負担が減ります。

単身世帯が全体で50%を超えています、平等割をなくすことで税額が減額になるのは47%ぐらいを占めている、圧倒的に多いという状況がありますので、そういうことを相対的に考えると、どうしても廃止せざるを得ないと考えている。

○委員 そうだと思うのですが、ただ、今、少子高齢化という形で単身世帯を有利に持っていくというよりは、たくさん的人数で住もうよという目標に持っていった方がいいのではないかなと思ひまして、どうしても単身になれよと言わんばかりの制度改革に感じてしまうのは私だけなのでしょう。

○保険年金課長 市の施策で考えれば、当然、世帯人数をふやしていく。

○委員 子供をふやすという方が、むしろ将来的にはいいのではないかな。

○保険年金課長 子供をふやすことを考えれば、あきる野市というのは本当にいい場所で、親子2代で住んでもらうというのが理想的な部分もあるかと思うのですが、現状の流れからいくと、どうしても賦課方式は2方式にしていくという感じかなと思います。

○委員 意見をよろしいでしょうか。

○会長 では、どうぞ。

○委員 資料10から見ても、増加世帯は51%を超えているというような形で言うと、やはりこの間、固定資産税、資産割をなくしてちょっと上がってしまったよという部分がイメージ的には結構あるわけです。また上がるのかというイメージが拭い去れないのではないかなと思います。

だから、そういう点での配慮というのをしていかないといけないと思うのですが、私、前にも言ったのですが、一般会計からの繰り入れで、実を言うと今まで5億5000万やっていたのをいきなり2億減らした。だったら、もっとできるのではないかな。いっぺんにそのように減らさなければ、それなりに例えば基金も結構積み立てているようだし、平等割をなくしたからといって、それを全部個人負担にはね返らせるのではない方式というのはとれるのではないかなと思っています。その中で、納付金額との関係で、やはり上げざるを得ないといったときには、こうこうこういう理由で上げさせていただきたいのですが、今この段階で私は一般会計からの繰り入れや基金の積み立て等を活用しながら、平等割をなくすにしてもできるのではないかなとまず思っているのが1点です。

2点目は、確かにいわゆる資産割のときには所得割、応能負担という形でやり方を改善したわけですが、確かに平等割の場合、なくすと、いわゆる応益負担だという形で均等割に持っていくというのはわかるのだけれども、はっきり言うと、法改正は既にされていますね。そういう標準の割合の出されていた表はもう施行令でなくなりましたね。ということは、逆に言えば、均等割というのはどうしても収入に関係なく人数の多い人に負担がかかるという問題はあろうと思うのです。

所得の方は所得に応じてだから、どちらかという、やはりそちらの方にもし改正をするのであれば、そちらを徐々にそういう段階的に引き上げていくという方が私は正しいのではないかなと思うのです。その辺については、余り検討されていなかったみたいなので、それらの検討も踏まえた上で答申を出されるべきではないかなと思うところなのです。そこが私の意見なのです。

○会長 では、課長、お願いします。

○保険年金課長 今、2点目の関係でお話しさせていただきますと、所得割を上げると、いわゆるある程度、収入のある方、中間所得層とよく言うのですけれども、その方の負担がふえるわけです。逆に所得の低い方にとっては、所得割を上げてもらった方が負担は少ないわけです。ただ、あきる野の現状、先ほど法律の話がされましたが、もともとはそれを50対50にきなさいというのが基本でした。

○委員 なくなりましたね。

○保険年金課長 はい。それももともと基本だったので、あきる野はそうになってなくて、あきる野の現状でお話ししますと大体6対4ぐらいなのです。今、既に所得と応能割と応益割というのですけれども、それが所得割の方が大体6で、均等割が4です。今後は何を基準に考えていくのかということ、標準保険料率になります。

それに対して、今、あきる野市の率がどうかというように見ていくことにはなりますが、それが先ほど各団体の税率の一覧というのをお出ししていますが、諮問 資料5です。これで保険料率と現在のあきる野市の標準保険料率を入れさせてもらったのですが、実は、これは前に委員さんに同じような意見ももらっていたので、全く考えなかったわけではないのです。所得割を上げたらどうなるかというのをもちろん考えたのですが、現状をお話ししますと、標準保険料率、あきる野市、この括弧の方が5.89%となっていて、それに対して今、5.03%なのです。大体この5.03%というのが、この5.89に対して85.4%ぐらいなのです。一方、均等割の方は3万3485円に対して、2万6200円にしたとして、今、78.2%ぐらいなのです。

ということで、ほかの後期高齢者分と介護納付金分があるのですけれども、これはそれぞれ大体73%から75%、79%ぐらいなのです。ということで、今、既に結構所得割の方があきる野は高いのかな。逆に言うと、均等割を少し上げていかないとバランス的には、所得が低い方にとっては余りいい話ではないのしょうけれども、この標準保険料率、大きい方に考えると、どうしても今回の賦課方式の変更にあたっては均等割の方を上げざるを得ないのかなとは考えたところでございます。

もちろん、所得割は別に上げてはだめということではないわけなのですけれども、バランス的に見ると、どうしてももう既に所得割が高くなっているのです、均等割の方を上げざるを得ないのかなと考えています。

○会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○委員 先ほどの要するに値上げしないで、それについて市長は考えていないと思うのだけれども、私はそのぐらいできると思っているのです。1億程度のものであればね。はっきり言ってしまえば、即2億も下げてしまったのです。数年のスパンで下げていくと言いながら、いきなり2億下げてしまった。それだったら、もう少しいい政策をとりながら徐々にやっていけば市民の理解も得られるのではないかなと思うのです。いきなりこうやってしまうと、また上がってしまうのですかというイメージが強いのだろーと思ひます。そこら辺について、やはり検討した上で出すべきではないかなと思ひます。

○保険年金課長 先ほどの資料8のところになりますけれども、平等割を廃止、平等割にかかっている税額が大体1億2000万ですから、簡単に言うと、この1億2000万分を均等割に転嫁させないで基金から繰り入れるとか、一般会計からもらえれば穴埋めができるということです。それをあとはやるかやらないかのところだと思ひます。

○委員 平等割の金額が減っていると思ひます。

○保険年金課長 そうです。

○委員 多分、今後1億かからないのではないか。

○保険年金課長 これが結局、減っていつているわけですから、世帯数も減っているわけですから、もっとこんなに要らないのではないかということだと思ひます。それも1つの考え方としてあるのしょうけれども、なかなか財政的にはそうはいかないというところもあるかもしれません。

基金、後でまた補正予算の関係を話しますけれども、6億以上ということで残高がふえています。ただ、その財源というのは結局一般会計からもらっている分の余りを積んでいるだけです。今日は細かいお話をしませんけれども、次回、いろいろ赤字繰り入れ分の削減を今後やっていかなければいけないという中で、その財源補填をどうするかという問題が出てくる中で、平等割廃止の1億2000万減る分に基金を投じていいのかというのはあります。1億2000万、投じていくと、結局、基金がなくなってしまうわけですから、この平等割の基金がなくなったときに、財源が不足する分をいきなり次の年に税率を上げなければいけない。税率を上げないと収入が確保できなくなるわけですから、そういういろいろなことを考えると、なかなかそうもいかない。

税率をやはり下げるといふのは、国保の特別会計が本当に健全な財政運営ができたとき。健全な財政運営といふのは、やはり一般会計から赤字繰り入れをしなくなって、税収で賄えるようになって、それでいて、さらに収入に余裕が出た場合、そこで初めて税率を下げるというのが本来の姿かなと思ひます。

○会長 では、どうぞ。

○委員 この改正といふのは、1つ保険が都の方に移っていくといふところの暫定的な処置といふことで相当のボリュームのある資料をつくっていただいたと思ひますけれども、基本はそれがやむを得ないという方向であれば、それは緩和措置としていろいろな策も講じないといけないと思ひます。もう一点、保険主体が都になるのであれば、もう少し地域にいる我々としては、もっと地域医療がほかの23区と同じレベルになるようなそういった方向性を少しいただいた方が、払うものは同じなのだが、医療サービスは、やはりあきる野市はほかの23区及びその都市のものと比べたら半分だよねとか、そういうように言われる方がもっともっと大きいような感じがするのです。その辺の医療サービスの均一化といふか、充実の方にもう少し示唆があると、我々も受ける側としては、しょうがないかなと。でも、暫定的にこういうような緩和処置をとりながら、市としては全体的な流れの中で、あ

きる野市の医療をもう少し充実させますよと、そういった何かがあるといいなということを感じているのです。

○会長 ありがとうございます。

今のことについては特にはないですか。

○保険年金課長 もう以前から意見をいただいていますけれども、そういう医療サービスの均一化。これはいろいろな場所場所で意見としては上げる場所があれば上げていきたいと思っています。なかなかすぐにといいわけにもいかないでしょうけれども、払うものも同じで、だけれども、受ける医療サービスは全然違うではないか、地域性が違うではないかというのは確かにほかでもあった意見ですので、上げられる場所があればどんどん意見は上げていきたいなと思います。

○会長 ありがとうございます。

そのほかありますか。

○委員 補足しておいた方がいい。ごめんなさい。

○会長 補足、どうぞ。

○委員 基金を使い切れと言っているわけではないのです。要するに、やる中でこうこうこういう状況なので、少し値上げせざるを得ないということが市民に理解できるかどうかという問題があると思うのです。基金のこれだけ積み立てがある、一般会計から繰り入れ、2億円も減らしてしまった。それで上げるのかという、それだと市民感覚に合わないです。だから、段階的に、納付金額は、東京都から示されるのは必ずしも同じ金額で来るわけではないですね。医療給付費はそんなにかからないとかという状況になれば、そういうことと言えば額が少なくなったりする。健康をもっと増進するための施策をとるとかいろいろやればね。だから、相対的なものだろうと思うのです。だから、この1年でそういうように考えていなくて、その辺を数年のスパンで考えられないかということで私は提起をしているというように思っていたきたいと思います。

もう一つは、再三再四言っているのですけれども、先ほども五、六人いらっしゃると松本さんが言っていますが、いわゆるよく被用者保険との比較で言ったら子供の人数、均等割分を取るなどということは、同時に平等割もないとあり得ないのです。配偶者だってあり得ないのですけれども、でも、子供の分まで例えば2万円なり何なり取るとということ自体は軽減できるのではないかということを一貫して主張してきたのですが、この辺については御検討なさったのかどうか、お聞きしたいなと思うのです。

○会長 では、課長、どうぞ。

○保険年金課長 子供、多子世帯の負担については、意見は私たちも同じなのです。多子世帯の均等割についての負担が重くなる。そういったことで、市長会から国に向けては当然、要望を毎年上げています。これは全国知事会、全国市長会からも、国保の制度として軽減の制度として多子世帯の軽減の制度を設けてくれと、そうしてもらえれば軽減される減収分を国が補填するわけですから、市としては、それは減収にならないということです。ちゃんと国の制度として設けてもらえればということで、思いは全く同じなのですけれども、それは市の単独で市の財源でやるかどうかというのは、やはりそれをやると、今度、ほかの人に、単純に言うとならぬ減った分を今度また別の形で税を確保していかなければいけないという考えになりますから、ほかの率をどうしても上げざるを得ない。減る分の税収分をまたどこかに掛けた形で税率を制定するわけですから、それがいいのかという話になるとは思います。

多分、委員さんの考えている前提と私たちの考えている前提が違うのかなというのはある

と思うのです。

○委員 前提はもちろん違います。

いいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 いつも私の方でデータをいただいていると、約5000万円程度なのです。はっきり言えば、それができないわけがないと思っています。これは全額やれと主張していないから、もっと少ないわけです。實際上、多子世帯でやっているところは例えば第3子以降を軽減するとか、第2子でいえば半分にするとか、既にこの26市の中でもやり始めたところが出ていますから、あきる野市もやはり率先してやって、あきる野市はこういう子育てのためにはこういう援助をしていますよということを広げる中で、そういう子育て世代がこちらへ来てもらうというような施策、いわゆる子供・子育て支援を国保の中でもやるべきではないかなと思っているので、やはりその考えをぜひ市長さんも持ってほしいなと思っているのです。

○保険年金課長 検討はしているのです。大体、金額で申し上げると、例えば第3子以降、3人目以降の税額を全額減免するとかした場合だと、本当に概算なのですけれども、500万から600万ぐらいになります。これは東大和市さんがやっている方式ですけれども、第3子以降が100%減額するものです。例えばあと清瀬市さん、今年度から子供、多子世帯の減免を始めましたが、こちらは第2子以降が50%軽減。そして、所得制限を設けているのです。総所得300万以下の世帯。これを同じ条件でやると、大体900万ぐらいの税収としては減税になります。

ですから、金額的に見ると全然できない金額ではないのですけれども、あとはどうしても考え方といいますか、もともと国保制度自体が所得に応じて7割、5割、2割軽減というのを設けて、均等割は同じ受益を受ける人に均一に課税するというのがもともと制度なので、要はそれを脱した形で市が単独で軽減制度を設けるのか、それをやるかどうかという話になると思います。

○委員 何度もごめんね。

○会長 どうぞ。

○委員 例えば悪いのですけれども、乳幼児医療、どこがやりましたか。国が最初にやりましたか。やってないですね。全国がやり始めて、やっと国がいわゆる処分みたいな形の減らすのをなくしたわけです。自治体が先行しているのです。やはり国を動かしている。だから、はっきり言えば、そこをやらないと国は動かないだろうなと思うのです。

国だって、要するにできないから、實際上、低所得者層に対しては、7割だの、5割だの、2割だのと導入したわけではないですか。つまり、今のままのやり方であつたら国保というのは、もともと収入の少ない人がほとんどなのだから、国や都がもっとお金を出さない限り、やっていけるようなシステムではないのです。そこをやはりきちっと見据えた上でやるべきではないかなと思っているのです。

そうしないと、結局、私たち、要するに国保に加入している被保険者からどんどん税率さえあげればいいというようになりかねないのです。これでは社会保障と言えないのではないかなと思うのです。やはり老後が安心して暮らせる社会というのは大事なので、そういう面でも、そこら辺にきちとした施策を持つべきではないかなと思っているので、国や都にも意見を上げていただいていると思うのだけれども、もっと強力に、特に東京都の場合は今度、財政の主体でもあるわけだ。だから、東京都は赤字ではないから、もっと出すべき

ではないかなと私は思っていますので、ぜひそういうことも含めて検討してほしいなと思います。

○会長 ありがとうございます。

国や都、特に東京都には出していただきたいという思いは皆さんあると思います。

○保険年金課長 もちろん、要望は申し上げさせていただいていますので。

○会長 済みません、ほかの委員の方々にも聞いてもいいですか。ほかの委員の方々、何か御意見があればぜひこの機会にお願いしたいですけれども、いかがでしょうか。

実は今日、次第には報告事項があと4つありまして、始まって1時間半がたったので、そろそろこの諮問についてはあと少しで意見をいただければありがたいのですけれども、今日、初めて資料もいただいたところもありますので、あともし何かあったら。

どうぞ。

○委員 では、1ついいですか。今回の資料は保険税の角度から見ているわけですが、例えば、あきる野市民が今、8万人おります。それに対して、お医者さんの数あるいは医師の数、要は利用率です。これがあって、例えば、あきる野市と羽村はどうなのか、福生はどうなのかと比べたときに、それに対して保険税のメリットはどうなのかというのがあって、それに対して、あきる野市は医療が多いから保険税が高くてもしようがないのだなと、いい意味で言えばです。でも、その逆もあって、これは先ほど言ったように医療が明らかに足りないよという、何かそういう保険税の比較ではなくてメリットの比較。あきる野市8万人に対してお医者さんが例えば1万人いるから8人に1人だよと、何かそういったデータがあるといいな、わかりやすいなと思います。

○保険年金課長 たしかデータはありますので。また次回。

○委員 もしそういうものがあれば見たいかなと思っておりますので、よろしく願います。

○会長 では、資料の御検討をいただいて。

そのほか、まだ御発言なさっていない方で何か御意見があれば。

では、どうぞ。

○委員 市民の方が望んでいる医療サービスというのは、どういう意見が市役所の方に上がっているのかを私たちにもフィードバックしていただきたいというか、そういう具体的な現場の声というか、そういうものをぜひお聞きしたいというか、資料であれば一度見せていただければなと思います。

漠然と医療サービスと言っても、患者さん個人個人でいろいろな病気があって、家庭環境も違うし、そうすると、望んでいるサービスというのはものすごい多種多様なのです。だから、それに対してなかなか100%応えるわけにはいかないと思うので、具体的に、あきる野市ではどういう意見、要望が多いのかというのがお聞きできたらなと思います。

○保険年金課長 確かにそういう周産期医療であったりとか、足りている部分、足りていない部分だとか、そういう意見が上がっていれば資料で。

○会長 そうですね。もし可能であれば次回の協議会で、他の委員からも意見がありましたけれども、あわせてそのようなものがあるかどうか御検討いただいて、よろしく願います。

そのほか、いかがでしょうか。それでは、大変恐縮なのですが、今日、資料12までたくさん、本日いただいたばかりですので、一度お持ち帰りいただいて、また次回の運営協議会で改めて資料を見ていただいた上で御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○委員 一言だけいいですか。

○会長 では、一言だけどうぞ。

○委員 次回にもし諮問する場合は、ここで出た意見も踏まえた上で、検討し直した上で出していただくとありがたいなと思っています。

○会長 どうぞ。

○保険年金課長 諮問の内容は変えられないのですけれども、次回には、今日出た意見をまた箇条書きみたいな形にしたものを皆さんにお配りして。

○委員 多子世帯の問題というのは別途できるのではないかなと思うのです。

○保険年金課長 またいろいろ御意見をいただければ、次回11月ごろにやりたいと思いますので。

○会長 わかりました。

では、次回、11月予定ということ。

○会長 ごめんなさい、それで、都からの納付金というのがもう今月中には出るのですね。

○保険年金課長 はい。例年ですと今月の終わりあるいは11月の頭に来年度の東京都に納める納付金が示されてくるのです。あきる野は幾ら納めなさいという。それに合わせて、では、うちの今の例えば税率で来年度を見据えたときに税収が今の税収で足りるのか、足りないのかというのを見なければいけない。ですから、場合によっては、今の税率では全然足りなくなれば、賦課方式の変更で今、諮問させていただいていますけれども、それに加えて税率の変更を含めて引き上げとか、そういうことについても場合によっては諮問させていただいて御意見を伺うこともあり得る。今のところはまだ不明な状態です。

○会長 わかりました。

では、済みません、次回のまた運営協議会で改めて皆様方の御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

次回の日程については、あれでしょうか。

○保険年金課長 では、ここで話しさせていただいてしまいますけれども、次回は11月27日の火曜日で行いたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○会長 11月27日、火曜日ですね。

○保険年金課長 そうです。

○会長 また7時半ということですか。

○保険年金課長 はい。7時半。

○会長 では、改めて正式には通知をまた。

○保険年金課長 はい。通知を出させていただきます。

○会長 では、済みません、皆様、よろしくお願いします。

それでは、続きまして報告事項が4つありますので、よろしくお願いします。

次第の「4 報告事項」です。

「(1)平成29年度あきる野市国民健康保険特別会計決算について」とあわせて報告事項「(2)平成30年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」、この2件、関連がありますので、あわせて事務局から御説明、御報告をお願いします。

○保険年金課長 それでは、まず決算の状況についてお話をいたします。

事前にお配りしておりました資料1をごらんいただきたいと思います。時間の都合もございませんので、ちょっとはしょった形になってしまいますけれども、お願いします。

まず資料1です。こちらは平成29年度の決算の状況でございます。まず歳入の決算状況

からお話をいたします。

表示では平成25年度から29年度までの状況をまとめております。また、右の方には28年度と29年度の決算比較と、一番右の方は平成25年度と29年度の決算比較も記載をさせていただいております。

まず第1款の国民健康保険税でございます。

平成29年度の決算は、約16億9800万円、前年度と比較しまして1億3600万円の減、率では7.4%の減となっております。こちらにつきましては、現在、加入者、被保険者が減少傾向にございます。その影響によるものでございます。なお、一番最後の3ページ目には保険税の内訳についての資料もつけさせていただいておりますので、後ほど御参考にしていただければと思います。

それでは、戻りまして、歳入の第2款、国庫支出金でございます。

決算額の方は平成29年度、19億8200万円で、前年度との比較では約128万円、率では0.1%の増ということでございます。こちらは被保険者数の減少によります保険給付費に関する負担金ですけれども、歳出の保険給付費がこちらは減少しておりますが、内訳としましては財政調整交付金ですとか保険者努力支援制度というものの交付あるいは保険税の徴収率が高いということで、経営努力に対する交付金がふえているということで、前年では微増ということでございます。

次に、第8款の繰入金でございます。

決算額は約9億円でございます。前年度との比較では1億2000万円、率では11.8%の減ということでございます。要因としましては、国民健康保険基金からの財源調整のための繰り入れを行わなかったということでございます。この分が前年度と比較して約9700万円の減ということになっております。なお、一般会計からの法定外繰り入れにつきましては、前年度と同額の5億5000万円の繰り入れを行っているということでございます。

以上、歳入の決算の合計につきましては、約106億4300万円、前年度との比較では2億1500万円、率では2.0%の減となっております。

続きまして、裏面でございます。

こちらは歳出の決算でございます。

まず、第1款の総務費でございます。

29年度の決算額は2885万円、前年度の比較では1233万7000円、率では74.7%の増となっております。こちらは2年に一度の保険証の更新年度であったために、前年度より郵送料あるいは電算処理委託料などが増加したことが要因でございます。

次に、第2款の保険給付費でございます。

決算額は約59億7300万円でございます。前年度との比較では2億2300万円、率で3.6%の減となっております。こちらは被保険者数の減によりまして保険給付費の方も減少となっております。ただ、一人当たりの保険給付費については、まだ増加傾向が続いているということでございます。

次に、第3款、後期高齢者支援金等でございます。

決算額は約11億8500万円、前年度との比較では約6000万円、率で4.9%の減となっております。こちらにも被保険者数の減少によるものと考えております。

次に、第9款の基金積立金でございます。

平成29年度の決算額は1億8123万1000円の積み立てを行ったということでございます。これによりまして29年度末の基金残高につきましては、備考欄になりますけれど



も、5億2032万2277円となっております。以上、歳出決算の合計は102億73万円、前年度との比較では約2億6620万円、率で2.5%の減となっております。

以上が29年度の決算状況でございます。

続きまして、資料2をごらんいただきたいと思います。

同じA4の横長の資料でございます。こちらは平成30年度の補正予算（第1号）についてでございます。

こちらは9月に開催されました市議会定例会議に提出いたしまして、補正予算として議決されたものでございます。網かけになっている部分が今回の補正予算額でございます。

まず予算総額でございますが、当初予算、A欄になりますけれども、こちらの合計88億2369万3000円、こちらを今回の補正予算額2億4579万円を追加いたしまして、補正後の予算額を90億6948万3000円とするものでございます。

主な内容でございますが、まず第4款の繰入金でございます。

マイナスの1億9680万2000円の減額でございます。こちらにつきましては、当初予算で財源が不足しておりまして、基金を取り崩して繰入金を計上しておりましたけれども、その次の第5款の繰越金、こちらが4億4232万2000円の繰越金がございましたので、これで財源が確保できたということで基金からの繰入金を取りやめたというものでございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出、下段なのですけれども、第1款の総務費、こちらは140万2000円の追加でございます。こちらは国保制度改正のシステム改修の委託料を追加したというものでございます。

続きまして、第6款の基金積立金です。

こちらは1億4908万9000円の追加でございます。今回の補正予算の結果、財源調整の結果、発生した剰余金を今後の国保運営に使うために積み立てを行ったというものでございます。これによりまして、一番右の概要欄ですけれども、基金の積立残高、こちらは6億6941万2277円になっているということでございます。

最後に、第7款の諸支出金でございます。

こちらは9529万9000円の追加でございます。内容としましては、平成29年度に交付されました国からの負担金の一部が、精算の結果、返還金が生じたというものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいま決算と補正予算についての報告でございました。何か質問等がある方はお願いいたします。

どうぞ。

○委員 会計決算の歳入のことなのですけれども、国民健康保険税の中で一般被保険者分の現年分とその下の一般被保険者分の滞繰分。この滞繰分というのはいわゆる滞納というような考えでよろしいのですね。

○保険年金課長 そうです。

○委員 この平成25年から29年まで一般被保険者分から滞納分の比率を見ますと、平成25年からずっと減少になっているのですね。平成25年に当たっては8%ぐらいで29年度は4.8%ぐらいで、この辺の数字は本当に徐々に減っているし、かなり努力なさ

って評価できると思うのです。でも、この数字が下がっているということは、被保険者の数が減っていると考えてもよろしいのでしょうか。もう皆さんの御努力があると思うのですけれども、何かあったら教えていただければ。

○会長 事務局、お願いします。

○保険年金課長 では、まずは現年分の方につきましては、こちらの減少というのは、やはり被保険者の減少の影響が非常に大きくなっております。被保険者自体も今、5%から7%ぐらいずつ毎年人数が減っていますので、その影響がございます。

もう一つの滞繰分、こちらはより減少率が大きいのですが、これはここ数年の経過を見ますと、滞繰分の収納率が4割以上を超えているのです。滞繰者の分の徴収率が非常に高いということは、滞繰分の課税額自体がどんどん減っているのです。減らすことができているということで減少幅も非常に大きくなっている。要は滞繰分の滞繰者が非常に多かったので徴収努力でどんどん滞繰者を減らしてきているので、この収入額もどんどん減っている。滞繰分の収納率が悪いのではなくて、逆にどんどん成果を上げてきた結果、滞繰分の課税額が減っている、そのような状況だと思えます。

○会長 よろしいですか。

では、木船委員、済みません。

○委員 ちょっとお尋ねですが、話の趣旨が違うかもしれませんが、積立金の残高見込みで基金の積立金を出していますね。6億とかその前の5億とかとありますけれども、これはどういう形で、基金で積み立てをされて、例えば銀行関係に預けているのか、国債で持っているのか。銀行だとすると、今、マイナス金利なので逆にこれがマイナスになるのか、その運用について、少し教えていただける範囲内で結構です。

○会長 お願いします。

○保険年金課長 これは会計課の方で運用しているのですが、国保の基金だけではなくて、ほかにも市の基金があります。その現金部分については当然運用しています。以前はやはり国債で運用していた部分が大きかったのですが、今、非常に利率が低くて、国債を買ってもマイナス金利になってしまうので、ですから、今は定期預金にある程度一定期間設けて積むことで、その利息を収入として得ているという状況です。ただ、国保の場合はどうしても年度途中で、例えば保険給付費が急に上がって現金が必要になったりすることがあるので、5億、6億、全額を運用には回せていないのですが、ただ、一部については3か月間、6か月とかの定期で預けて運用をさせていただいている。

○会長 ありがとうございます。よろしいですか。

そのほか、いかがですか。

それでは、ないようですので、健康課長が今か今かと待っていると思えます。

○保険年金課長 済みません、もう一つ、資料をお配りしているのですが、資料3です。国民健康保険被保険者数及び給付費の状況という資料も参考につけさせていただいていますので、説明は省かせていただきますけれども、また参考にさせていただければと思います。

○会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

では、続きまして「報告事項」の「(3)平成29年度あきる野市特定健康診査・特定保健指導事業の実施状況について」、報告をお願いいたします。

○事務局 平成29年度あきる野市特定健康診査・特定保健事業の実施状況について御説明をさせていただきます。お手元の資料4の方をごらんください。

初めに「1 特定健康診査」からの報告となります。

実施方法につきましては、個別健診による実施といたしまして、あきる野市医師会へ委託をしております。実施医療機関数が21医療機関での実施となりました。

対象者は40歳から74歳までの国民健康保険の加入者となります。

実施期間につきましては、平成29年6月1日から平成29年9月30日までの期間となっております。

健診項目につきましては、基本的な健診項目といたしまして、身体計測、理学的検査、血圧検査、血液検査、尿検査等となっております。

詳細な健診項目につきましては、血液検査（貧血）、心電図検査、眼底検査。

市の追加検査項目といたしまして、血清クレアチニン、尿酸、心電図検査となっております。

受診券の発行状況になります。5月から受診券の方を発行させていただきまして、健診の終了月であります9月まで受診券の方を発行させていただきまして、発行者数が1万6328人となっております。

月別の受診状況につきましては表のとおりとなっております。6月から9月までの受診者数と各種健診等での健診結果を回収できた分につきましてはの合計という形になりまして、受診者数が8,190人で、受診率が50.16%となっております。28年度が49.06%となっておりますので、1.1%の微増という形となっております。

年齢別受診状況につきましては、40～59歳までのやはり若い年齢層につきまして受診率が50%を切っているという状況になりまして、年齢層が高くなるにつれまして受診状況が高くなっている状況でございます。

続きまして、2ページになります。

「2 特定保健指導事業」について御説明をさせていただきます。

実施方法につきましては、特定健康診査の結果から対象者を階層化判定により抽出して実施しております。生活習慣改善のための特定保健指導、こちらは動機的支援、積極的支援を行い、6か月後に実績評価を行う形となっております。29年度の特定保健指導の実施事業は、有限会社ハイライフサポートへの委託となっております。

実施内容につきましては、動機的支援につきましては、初回面接で6か月後に評価、積極的支援につきましては初回面接、中間面接、こちらは電話による、または手紙による支援を行います。初回面接から6か月後に評価という形となっております。

実施状況につきましては、該当者数が872人です。参加者数が86人で、参加率が9.86%となっております。

保健指導の判定項目該当者等については、表のとおりという形となっております。

以上、簡単ではございますが、実施状況の方を説明させていただきました。

御説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、御質問等のある方、お願いたします。

どうぞ。

○委員 ハイライフサポートというのは昨年と一緒の業者ですか。

○事務局 こちらは入札により業者は決定になるのですが、その前の年が現代けんこう出版というところになりますので、業者の方は変わっております。ちなみに当市は初めて委託する業者になります。

○会長 どうぞ。

○委員 というのは、去年まで大体3回ぐらい受けて、違う業者を3回受けたのですけれども、申しわけないが、やはりこんなのでいいのかなと思うような状況も見受けられたのです。いわゆる積極的支援ではなくて動機づけの方だったのだけれども、だから、その中身も含めて決定していただかないと余り参考にならないのではないかなというのがあったので、どの業者とは言いきいですが、やはりやり方がちょっと違うのです。

だから、最初、はかるときも特定健診のときにはかった数値よりもはるかに高い数値で体重も言われたり、そうすると、そのときから比べれば当然低くなるのは当たり前なので、もし、そういうやり方をしているとすればとんでもない話になるので、その辺は業者、やった方、皆さんの意見もきちっと聞いた上でやらないと、お金だけの問題ではないと思うので、それを検討してもらいたいと思っています。

○会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

では、どうぞ。

○委員 特定健診の方で年齢別で40代、50代は受診率というのは低いのですけれども、この低い理由というのは何かあるのですか。

○会長 事務局、いかがですか。

○事務局 少し前のアンケートになるのですけれども、平成29年2月に、若い世代、40歳から64歳までの方に対して、未受診者に対してのアンケートを実施しております。こちらの方、回収率が24.42%ということで、1,008人の方に回収をいただきました。対象につきましては4,141人に発送しております。

その中の大きな理由なのですけれども、一番多かった意見が、時間がとれなかったから、忙しかったからという意見と、かかりつけ医に定期的に通院または検査をしているという理由が大きな理由で、その後が職場での健診や人間ドック等を受診しているから、心配のあるときには医療機関を受診するからという理由により、受診をされなかったという中身の理由をいただいております。

○委員 大丈夫です。

○会長 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

○委員 意見でいいですか。

○会長 では、意見、どうぞ。

○委員 実は、これとは本当は基本的に違う部分もあるのですけれども、人間ドックや脳ドックを結構26市の中でも補助している。全額はしていないと思うのですけれども、補助しています。これは実施してほしいなというのがあるのですけれども、あるところを見ると、いわゆる特定健康診断を受けた年は、そちらはだめよと。そちらの人間ドックを受けた場合は、そちらに補助しますよと。その人間ドックの中に、要するに特定健診でやるような項目をうまく入れ込んで実施しているような自治体が見受けられたのです。だから、いろいろなやり方があるのではないかと思うのです。

今、出た中で先ほど定期的にかかり医にかかっているとか、人間ドックを受けたから受けなかったよというのは、これは実際には特定健診ではないけれども、受けた形になっているわけだから数値としてはプラスしていいのではないかなと思うのです。その辺も含めて検討をしていった方がいいのではないか。

人間ドックで補助を出すかわりに、そこには特定健診的なものも入れさせてもらう。やり方はそれぞれの自治体によって若干異なっています。市の関係の病院でないとかだめよとかいろいろあったりもするので、それはもうお任せしますけれども、やはり人間ドック、脳ドックなどを補助しながら、そういうことも引き上げていくというやり方もあるのではないかなと思いました。意見なのです。

○会長 それでは、意見ということですか。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○委員 受診率が50%をいったということはかなり評価していいのではないかなと思うのです。私も毎年受けさせてもらっていますけれども、阿伎留医療センターなどに行っても、私は阿伎留医療センターでやったのですが、なかなかスムーズにできるし、書類の内容などもかなり無料ということを訴えているし、数字的には50%というのはかなりいい数字ではないかと。ちょっと言い過ぎですか。

○会長 すごく健康課の方が頑張っているのです。何か今の話題にありますか。

○健康課長 受診率の向上に向けては、今回に関してもそうなのですが、封筒の色を変えたりして、特定健診と後期高齢の健診を、オレンジ色の封筒と緑色の封筒に分けたり、公共施設などでのポスター掲示や、るのバス等にもポスターを掲示し、受診勧奨をしている状況です。また未受診者に対しても再度通知をして受診していただきたいということでPRしております。ここで50%を超えてきたかなというような状況になっております。

実際、受診率を上げるために係員も一生懸命、いろいろな提案をして、こういうことをしよう、ああいうことをしようということ考えながらやっているのですが、なかなか急激には受診率も上がってこない状況ですので、徐々にでも上げていこうという考えでみんな頑張っておりますので、本当に支援していただければと思います。

○会長 ありがとうございます。

本当にほかのいろいろな項目も頑張ってもらっているので、ここには出ていないものもあるのですけれども、すごく頑張っていると思います。

そのほかいかがでしょうか。

では、どうぞ。

○委員 その特定健診が50%というのは、東京都が45%平均なので、50%というのは図抜けていいのかなと思うのと、それ以外に医療レセプトで出てくるデータがあるではないですか。そこでそういったものを活用しつつ全体像で、脳梗塞だよ、糖尿だよということ特定健診の結果だけではなくて、そのレセプトの資料も踏まえてデータヘルス計画という形で今後やっていくというように聞いたのですけれども、この辺の取組はいかがなのでしょう。

○健康課長 ここでデータヘルス計画の方が策定された中で、やはり保険年金課長とも話しているのですが、生活習慣が大切な部分になってきておりますので、健康課としても、「めざせ健康あきる野21（第二次）」計画の中で、脳血管疾患が東京都の中で高いということですので、まずその疾患をいかに下げていくかというようなことも検討しておりますので、まず病気にならない、いかに健康を維持できるかというところで、今、健康課として考えております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

そのほか、どうぞ。

○委員 大体特定健診は来る人と来ない人と、もう分かれ始めているというか、固定してきているのではないかと思うのです。どれだけの人が果たして来てくれているのか、どれだけの人が来てくれないかというのが大体わかると思うので、全く反応のない人とある程度参加する人と分けて、全く来ない人に関しては、また別の取組で来ていただくようにやり方を変えた方がいいかなと思うのですけれども、何かあればと思うのです。

○会長 どうですか。

○健康課長 実際に未受診者の方、また、40代、50代の若い世代の方に対しては、勧奨通知を何回か送らせていただいて受診してくださいというような通知はさせていただいているのですが、28年度にアンケート調査をした中で受診しているからとか、忙しいからとかというような意見も多々ありましたので、その辺をいかに改善していくところが課題になっておりますので、健康課としてもその辺をどのような策で取り込んでいこうかなというところがまず問題となっていますから、そこを検討していきたいなと考えております。

○会長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、最後の報告事項に行きたいと思います。

「(4) あきる野市特定健康診査等実施計画(第3期)の策定について」、事務局からお願いします。

○事務局 あきる野市特定健康診査等実施計画(第3期)の策定について、御説明させていただきます。

資料はこちらの冊子になります。

本市では、平成20年度から第1期、平成25年度から第2期、あきる野市特定健康診査等実施計画を策定し、医療費の伸びの要因となっている高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の発症予防や重症化及び合併症への進行の予防に重点を置きまして、特定健康診査・特定保健指導を実施してきました。

今回、平成30年度からになります第3期実施計画では、第2期の実施状況を踏まえまして、引き続き被保険者の健康の維持、改善及び医療費の適正化を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づきまして、特定健康診査等基本方針に即して平成35年度までの6年間の目標及び取組等を定めました。

また、平成35年度の目標としまして、特定健康診査実施率と特定保健指導実施率をそれぞれ60%として目指して計画として策定をいたしました。内容としましては、厚生労働省が公開しております「特定健康診査等実施計画作成の手引き(第3版)」に基づきまして、特定健診・特定保健指導の実施方法について、また、実施計画について設定する目標値について、そして、実施計画に記載すべき事項にある特定健康診査等実施計画に関する重要事項7項目について記載をしております。

計画の策定に当たりまして、第2期となる平成25年度から平成28年度の被保険者数、医療費総額などの本市の状況につきましては、国民健康保険係のデータをもとに作成をしております。また、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況については、東京都国民健康保険連合会の国保データベースシステムから取得できるデータ及び健康課で入力、管理するデータなどを用いて作成をしております。

以上、簡単ではございますが、あきる野市特定健康診査等実施計画(第3期)の策定について御報告をさせていただきました。

○会長 ありがとうございます。

御質問等がある方はお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質問等がないようですので、これで報告事項（４）を終わりたいと思います。最後なのですけれども、次第の「５ その他」ですが、事務局から何かございますか。どうぞ。

○事務局 次回の開催日は先ほどの１１月２７日という予定なのですけれども、また開催日が近づいてきましたら通知の方でお知らせさせていただきますので、御承知おきください。以上になります。

○会長 ありがとうございます。

１１月２７日ということで、よろしくお祈いします。

そのほか、何か委員の皆様からありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、今日、いろいろ資料、次のときまでにお祈いしますよというのがあったと思いますので、ぜひ事務局の方は準備をよろしくお祈いいたします。

それでは、これもちまして本日の議事、全て終了いたします。２時間を過ぎてしまいまして大変進行が不手際で申しわけないです。長時間、大変ありがとうございました。

以上です。